

なかの

(第183号)

平成24年3月1日

発行所 (社)中野法人会

〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6

電話 (3388) 6896

FAX (3388) 2550

編集広報委員会

印刷 有限会社 友美堂



公益社団法人としての認定を受けました!!

(2ページに写真説明)

<http://www.nakanohoujinkai.org>

e-mail houjin@onyx.dti.ne.jp



300名が参加して盛大に開催！ 創立60周年記念式典並びに祝賀会

歴史の重さを痛感する記念式典

大歓声の渦の中で記念祝賀会

記念式典 式辞

只今ご紹介に預かりました『中野法人会』会長の鈴木でございます。

希望みなぎる新しい年を迎えまして、ここに『中野法人会創立60周年の記念式典』を開催させていただき運びとなりました。

公務ご多忙の中、中野税務署長、中野区長はじめ、友誼団体の皆様、又、法人会の上部団体であります東法連及び第4ブロックの皆様にもご臨席を賜り、厳粛且つ盛大に挙行できますことは、当法人会の大きな誇りであり、誠に慶びにたえません。全会員を代表致しまして心より御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

顧みますれば、昭和25年9月18日、初代飯田会長をはじめ諸先輩の皆様の並々ならぬ尽力により『中野法人会』として、53社の会員をもって創設致しました。

当時はまだ戦後の混乱期で、税制は、賦課税制度から申告納税制度に移行するなど、大きな変革期にありました。しかしながら初代会長をはじめ諸先輩の皆様方が、卓越した叡智と見識、そして見事な指導力により、「自主申告制度の徹底」や「納税意識の高揚」に努められ、組織のたゆまぬ拡大強化を推進しながら今日に至っております。第5代・溝口会長時代には、前代未聞の68.1パーセントの加入率という金字塔を達成しております。

中野法人会は、代々の会長を中心に『よき経営者をめざすものの団体』という基本スローガンの下、企業経営と社会の健全な発展に貢献すべく努力を重ねて参りました。

『申告納税制度の確立』のために、又、2004年から「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」が開始され、中野法人会も、その普及推進の事業を展開して参りました。

本日、皆様方と共に一同に会し、この60年間という長い歴史を共に歩んできたことを顧みますと大変に感慨深いものがございます。と時に、この蓄積してきた大いなる遺産を次の世代の方々にどのように継承して

会長 鈴木 芳久



いくのかということは大変に意義深いものと思っております。幸い、中野法人会には、青年部会出身の副会長が5名おります。

大変に頼もしい限りでありますし、嬉しく思っております。この良き伝統がずっと続いてほしいと心から願っているひとりであります。更に嬉しいことに、昨年5月の総会で、皆様から「公益法人認定申請」のご承認をいただき、10月31日に正式に東京都に申請致しました。

先月・12月22日、東京都より公益・認定の通知を頂きました。

移行手続きなど残っておりますが、順調に進めば4月1日付けで登記をして、晴れて「公益社団法人・中野法人会」ということになります。

会員の皆様方のご努力に対しまして、ここに衷心より熱く御礼申し上げます。本当にありがとうございます。

さて、我が国の経済は、民間需要が主導する自立回復への動きが多少は感じられますが、昨年度の「東日本大震災」「各地で災害をもたらした台風」などの影響で、肝心の財政は、依然としてまだまだ低迷状態でございます。しかしながら私たち法人会は、如何なる環境にあってもよりよき経営者の団体として、また公益法人として、その趣旨に徹し、発想や戦略を創造するための大いなる交流の場として、中野区や地域の各種行事への参加を通じ、さらに広く法人会をご活用いただけるよう努力を傾注して参ります。

今後とも会員の皆様方の変わらぬ研鑽・努力をお願いすると共に、中野税務署並びに関係団体の皆様方のご指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、本日ご列席の皆様方のご事業のご繁栄、健康・長寿を心よりお祈り申し上げまして式辞と致します。



感謝状を受賞された代表の皆様

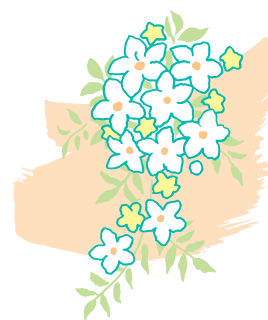


国税長官表彰(会長)&東京国税局長表彰(木村副会長)

記念式典



鷺宮雛子の皆様



鈴木会長



飯田顧問



蛭川・東法連副会長



社会福祉協議会より感謝状が！(P.16参照)

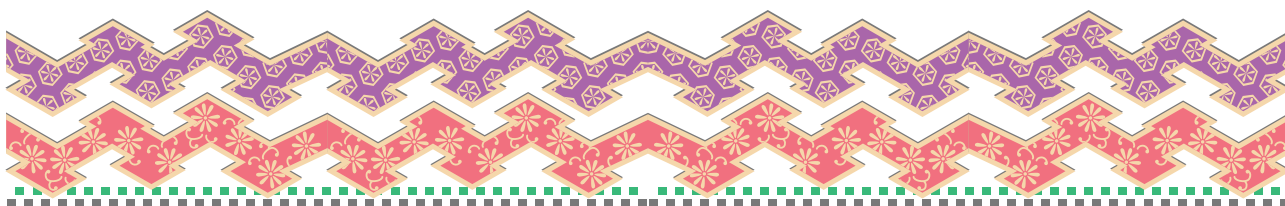


～ 多くの皆様に出席して頂きました ～

— 記念演奏 JBS(白川バンド) —



♪♪ テイク ジ Aトレイン、愛燦々などを披露 ♪♪



掲 示 板 (3~5月行事予定表)



月	日	時 間	内 容	会 場	備 考
3月	7日(水)	11:00~12:00	広報委員会 (5/1号編集会議)	法 人 会 館	
	9日(金)	10:30~12:00	事業委員会	法 人 会 館	
	//	10:30~12:00	社会貢献委員会	法 人 会 館	
	//	13:00~14:00	女性部会・役員会	法 人 会 館	
	12・13・14	9:00~	生活習慣病健康診断	中野ゼロ小ホール	
	13日(火)	10:30~12:00	総務委員会	法 人 会 館	
	14日(水)	13:30~15:30	新設法人説明会	法 人 会 館	
	15日(木)	10:30~12:00	税制委員会	法 人 会 館	
	16日(金)	10:30~12:00	厚生委員会 (受託会社: 連絡協議会)	法 人 会 館	
	17日(土)	12:00~16:30	中野逸品グランプリ最終審査会	織 田 学 園 内	
	21日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	中野ゼロ: 視聴覚ホール	
	22日(木)	17:00~18:00	源泉研究部会・役員会	中野サンプラザ	
	23日(金)	18:00~19:00	青年部会・役員会	法 人 会 館	
	28日(水)	10:30~12:00	組織委員会	法 人 会 館	
4月	3日(火)	13:30~16:00	書き方説明会	法 人 会 館	
	7・8		(社会貢献活動) 中野通り桜まつり (税金クイズ)	新 井 薬 師 公 園	6日: 17時オープン
	11日(水)	10:30~12:00	総務委員会	法 人 会 館	
	//	13:30~15:00	監査会	法 人 会 館	
	12日(木)	14:00~16:40	第8回女性フォーラム (ぐんま大会) 講師: 中島秀夫氏	グリーンボーム前橋	終了後: 懇親会
	//	16:00~17:00	源泉研究部会・第327回研修会	署・別館会議室	
	//	17:00~17:30	源泉研究部会・第37回定時総会	署・別館会議室	終了後: 懇親会
	13日(金)	16:30~17:30	青年部会・第270回研修会	署・別館会議室	
	//	17:30~18:00	青年部会・第32回定時総会	署・別館会議室	終了後: 懇親会
	18日(水)	15:30~17:00	理事会	中野サンプラザ	
	//	17:00~18:00	第13回健康セミナー (※同封の案内参照の事)	中野サンプラザ	終了後: 懇親会
	19日(木)	13:30~15:30	決算法人説明会	法 人 会 館	
	24日(火)	13:00~15:00	女性部会・第31回定時総会&記念式会&交流会	ウェストフィフティサード	
	//	15:00~16:30	女性部会・記念の集い (講師: 湯川れい子氏)	ウェストフィフティサード	
5月	11日(金)	15:30~16:15	税務研修会	中 野 サ ン プ ラ ザ 13F スカイルーム	一般受付 15:00~
	//	16:15~18:00	公益社団法人・第1回通常総会&感謝状贈呈式	中 野 サ ン プ ラ ザ 13F スカイルーム	終了後: 懇親会
	16日(水)	13:30~15:30	新設法人説明会	署・別館会議室	
	17日(木)	13:30~15:30	決算法人説明会	署・別館会議室	

中野法人会報 3月号の目次 「新年賀詞交歓会・記念式典が盛大に!」 2012 VOL.183

創立60周年記念式典特集	2~4	平成24年度税制改正大綱	14・15
署長講演会 (両国署長)	6	活発な社会貢献活動を展開	16
年頭所感 (鈴木芳久会長)	7	中野区だより	16
新年賀詞交歓会	8	本部だより・3・4・5月のご案内	16
祝 辞 (両国署長) (石原所長)	9	知っとくと得情報 (西武信用金庫・法律相談)	17
祝 辞 (田中区長) (大橋会長)	10	支部だより (第9中央・本町・10支部)	17
税務署だより	11	部会だより (源泉研究部会) (女性部会)	18
都税だより・東法連新年賀詞交歓会	12	部会だより (青年部会)	19
ANTENNA@ (オフィスエルアール&Live Band パッカス)	12	活発な社会貢献活動を展開 (租税教室)	20
行動する法人会	13	創立60周年記念式典 (祝賀会) 特集	21~24

● 表紙 (写真説明) … 第10回フォト・コンテスト入賞『桜トンネル (中野通り・哲学堂付近)』宮治通信工業(株) 宮 治 誠 人 様
『見とれています (新宿)』ヤシマ教材(株) 片 岡 早 苗 様



講師の両國署長

☆ 講演会 ☆

『北海道よもやま話』

講師：中野税務署長 両國泰弘 様

1月13日、中野サンプラザにおいて「講演会」が開催されました。

講師に、中野税務署長・両國泰弘様を招聘して『北海道よもやま話』と題して講演して頂きました。

冒頭、現在の国税庁の重点項目について話されました。

「税務調査を実施して不正や重大な誤りを正すということは、国民の皆様の税務行政に対する期待の一つだと思います。

経済が複雑化し調査対象が増加する中で、重点課題を設定し、より効率的・効果的に人員を導入することが重要になってきます。

ご存知e-Taxについては、いつも皆様に国税庁の最重要課題の一つであるとしてお願いしてきましたが、一方調査においては海外取引・インターネット取引・富裕層・無申告といった分野が重点課題となっています。

国際化については、租税条約に基づく情報交換ネットワークを活用し、深度ある調査を実施しています。

この租税条約ネットワークはこのところ急速に拡大されており、一昔前のように外国のことはわからないのでは、という状況とは大きく変わってきています。

また、JITSICという機関のタックスシェルター情報センターにわが国からも職員を派遣しており、世界的なレベルの知見・経験の共有などに努め、国際的な租税回避に対応しています。

しかし、情報交換制度に基づき、国外所得や国外資産の所在確認を行って課税処分が行えたとしても、海外に所在する財産についての徴収権の行使は国の公権力行使そのものであり、主権の属地主義によりわが国の公務員は行えない状況となっています。

そこで、やはり条約に基づく別途の協力体制が必要となります。

この面で、*OECDの多国間税務行政執行共助条約に平成23年11月署名が行われました。この意義は非常に大きいものと思われます。

もし、皆様のご友人等から海外にお金を動かしてもわからないとか、税を徴収されないとか誘惑する方がいらしたら、今お話を聞いていただき、適正な申告をするように論じてあげてください。」

本題に移られ、まずは自己紹介。両國署長は北海道のご出身という事で、小樽方面、積丹半島、余市、旭川、富良野、帯広、釧路、網走、札幌…と、その地域の様々な事を署長ご自身が作成したパワーポイントを利用して説明頂きました。

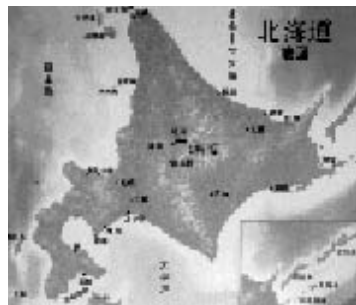
(内容の詳細は、省かせて頂きます。)

今年の10月には、釧路で全国大会が開催されます。署長の講演を聞かれ、多くの方が北海道に行ってみたく思われたのではないのでしょうか？

本当にありがとうございました。

※OECDの中には租税委員会があり、その中で国際租税が討議され、グローバルスタンダードを提案しています。

北海道全図



羅臼岳と知床五湖



(釧路市民文化会館)

新年賀詞交歓会



鈴木会長の年頭の辞

平成24年1月13日(金) 中野サンプラザ

皆様、新年明けましておめでとうございます。

本年のお正月は天候に恵まれ、皆様方には、穏やかでお健やかな、清しい新年を迎えられたことと心よりお慶び申し上げます。

年の始めにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は社団法人中野法人会賀詞交歓会に、お忙しい中、また、大変お寒い中、このように大勢の皆様にお越し頂きありがとうございます。

特に両國中野税務署長様をはじめ、ご来賓の皆様におかれましては、年明け早々のご公務ご多端の折、ご臨席を賜りまして、心より御礼申し上げます。署長様には、先程大変楽しく、また役に立つ講演を頂きまして、改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

また、昨年は、私共中野法人会の事業運営につきまして、ご来賓の皆様方を始め、法人会役員、各支部、各部会の皆様など、多くの皆様方に、一方ならぬお力添え、ご協力を頂き、本当にお世話になりました。お蔭様で無事新年を迎える事ができました。重ねて感謝申し上げます。

さて、昨年は3月11日の東日本大震災の地震と津波、原発事故や各地での大きな台風が様々な被害をもたらしました。

亡くなられた皆様にお悔やみを申し上げるとともに、被災、被害をお受けになった方々にお見舞いを申し上げます。

この災害により、産業のサプライチェーンが崩壊し、日本経済に大打撃を与えました。また原発事故による電力不足は、さらに追い打ちをかけ、超円高と共に、法人会会員の皆様方のご事業にも多大な影響を及ぼし、ご事業の舵取りに、ご苦労をされた事と思います。

さらにタイの洪水や、欧州の債務問題での金融不安など世界が揺れ動いているなか、政府の対策はスピード感がなく、対応がついてゆかず、先行きの不透明感は増すばかりです。

このような状況下では、手を拱いて、政府や人頼みにしていても始まらないと思います。大きな転換期にもあり、自ら切り開く気力を持ち、本年は一層元気を出して進んで行かなければならないと思っております。

そのような中、私共中野法人会も、新しい公益法人制度に基づきまして、公益法人の認定を獲得するということを目指し、昨年5月の総会で、皆様方にご承認頂きました。

昨年の10月31日に正式に東京都に申請をいたしまして、12月22日に、東京都より公益認定の連絡を頂きました。

ここに至るまでの、法人会役員、会員の皆様、事務局の並々ならない努力と、中野税務署の幹部の皆様のご協力に対して心から御礼を申し上げます。認定の朗報を受けるまで正に針のむしろの気持ちでありました。

新年早々に皆様方に、朗報をお伝えできることは、私自身本当にうれしい限りでございます。本当にありがと

うございました。

公益性が認められ、今まで蓄積してきた社会貢献事業を継続発展していかなければなりません、さらに新しい法人会として、一層地域に役立ち、魅力ある法人会として大きく変わらねばならないと思っております。本日この後60周年記念式典も予定しており、正に大きな節目にあたり、中野法人会の新たな出発点と考えております。

しかし、新たな出発に当り、私の力は微力でございますので、ぜひ税務署長様をはじめ、ご来賓の皆様方や法人会役員、会員の方々のお力添え、ご協力を切にお願い申し上げます。

本年は公益法人として、昨年に引き続き、地域と密着した支部の事業はもとより、中野にぎわいフェスタ、中野逸品グランプリといった行政や他団体との共催の事業、青年部会の租税教室、女性部会の税の絵はがきコンクールなど税務関連事業の充実を図っていく所存です。会報についても、公益性が認められましたので、年6回の発行を予定しております。

e-Taxにつきましては、研修会や各支部活動を始め、各事業の中で利用拡大について、お願いをして参りましたが、残念ながら思うような成果に結びついておりません。

利用できる手続は、法定調書など15種類ぐらいありますので、もう少し利用の幅を広げることをご検討頂き、再度皆様方にe-Taxのご利用をお願い申し上げます。

一昨年度より、東京都から、eLTAXの利用促進についてもお願いがあり、本日は都税事務所長もお見えになっておられますが、是非併せて、ご利用の検討を願えればと思います。電子中心の社会が進んでおりますので、必ず必要になってくると思います。

次に会員増強についてでございます。

昨年は大変経済環境の厳しい中、役員の皆様、支部の皆様には、事業に全力を傾注しなければならないところ、会員増強活動にご努力を頂きまして、心より御礼申し上げます。

受託三社をはじめ、保険、金融関連の皆様方にお力添えを頂きましたことに、併せて御礼申し上げます。

しかし、残念ながら会員数はなかなか増えて参りません。是非、遠くないうちに3000社まで復活させたいと思っております。

本年は先行き不透明で、厳しい状況が続くと思われませんが、東京はまだ恵まれています。新たなチャンスも生まれます。前向きに、気力を充実し、元気で頑張り抜きたいと思っております。

役員一同、力を揃えて、公益法人として頑張る所存でございますので、皆様方の一層のご指導ご鞭撻、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

何をするにも健康が第一です。皆様方のご健勝とご事業の発展をお祈り申し上げ、本年が良い年でありますよう合わせて祈念し、年頭の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。



平成23年度納税功労者への記念品の授与
(代表して矢島友伸様が謝辞を…)

赤羽理事(司会) (功労者のお名前は、会報第182号に掲載しております。)



会長と両國署長

新年賀詞交歓会



鷺宮稚子の皆様



会長と木村副会長



矢島友伸様



横山副会長



宮島副会長



第10回フォト・コンテスト入賞者への記念品の授与
(受章者のお名前・作品は会報第182号の折込みをご覧ください。)
(作品は、随时会報の表紙に掲載させていただきます。)



大月副会長



ご来賓の皆様



役員の皆様

祝 辞



中野税務署
両 國 署 長

新年明けましておめでとうございます。

ご紹介いただきました中野税務署長の両國でございます。

平成24年の年頭に当たり、謹んでお祝いを申し上げます。

本日は、社団法人中野法人会の新年賀詞交歓会並びに創立60周年記念式典が盛大に挙行されましたことを心からお慶び申し上げます。

御列席の皆様方には、平素から税務行政の円滑な運営につきまして、

深い御理解と多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

顧みますと、社団法人中野法人会は昭和25年9月に税知識の普及と納税道義の高揚を目的とする健全な納税者団体として発足し、組織の拡充に力を注がれ、昭和50年5月には社団化され、昨年秋には公益社団法人の認定申請をされ、12月の認定審査会において認定の内定を受けられ、いよいよ4月には公益社団法人となれると伺っております。誠にありがとうございます。

その間、様々な事業活動を通じて、地元企業の繁栄と地域社会への貢献をされ、「良き経営者の団体」として高い評価を受けておられます。

これもひとえに、歴代の会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方の並々ならぬ御尽力の賜物であり、永年にわたる御協力に對しまして深甚なる敬意を表する次第です。

さて、我々が税務行政を行うに当たっては、申告納税制度の基本を支える「適正かつ公平な税務行政の推進」と「納税環境の整備」という二つの国民の皆様からの負託に依り、「国民から信頼される税務行政」を引き続き行っていくことが重要です。ただし、現状を見ると定員増加が厳しく、申告件数は増加し、国際化・高度情報化などの変化に伴い調査・徴収事務が複雑・困難化しているという、大変厳しい環境の中で行っていく必要があります。このため、基本を大事にしつつも、事務の効率化など変えていく必要のあるものは変えるとともに、調査・徴収事務については、経済活動の変化に的確に対応していくことが重要です。

年も明けまして、税務署では所得税・消費税の確定申告の時期となりました。この確定申告事務を円滑に行うことは、税務行政に対する納税者の皆様の信頼と評価を得る上で、極めて重要であると考えております。今年も、従来以上に挙署一体での体制を図ることとしております。

特に、今年は、東日本大震災で被災された納税者の皆様の税に関する相談、還付金の支払いに関する問合せ、納税証明書の交付等を、避難所等の最寄りの税務署で対応できる体制を整備し、被災された皆様の立場に立った、丁寧な対応に努めているところです。

また、震災の関連で義援金を支出され、寄付金控除の申告をされる納税者の方も相当数おいでになると見込まれますので、適切な対応をしていきたいと考えております。

本年も、職員が一致団結して、「国民の皆様から信頼される税務行政」を目指して、私どもに与えられた人的な資源や物的な資源を有効に活用するため、皆様方にこれまでも何度となくお願いしておりますe-Tax（国税電子申告・納税システム）をはじめとするITを活用した利便性の高い申告・納税手段を提供するとともに、税務署の受付窓口を一本化するなど、事務の効率化を更に進めていくことにしております。どうぞ、中野法人会の皆様におかれましては、今後とも、より一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、新しい年、平成24年が皆様方にとりまして、幸多い年でありますよう、心から祈念いたしまして、私の年頭の挨拶とさせていただきます。



中野都税事務所
石 原 所 長

ただいまご紹介いただきました中野都税事務所長の石原でございます。

まずもって、この輝かしい創立60周年を迎えられましたこと、そしてこの記念式典がご来賓各位並びに役員の皆様のご出席のもと、盛大且つ成功裡に開催されましたこと、心よりお慶び申し上げます。また、本年は、公益社団法人として新たな道を歩まれることにつきまして、重ねてお慶び申し上げます。

中野法人会は昭和25年の創設以来『よき経営者の団体』として、納税意識の高揚と企業経営の健全な発展に努められるとともに、その幅広い事業活動を通じて、地域社会への貢献に尽くされて来られましたことに、心から敬意を表する次第でございます。

特に昨年は、にぎわいフェスタにおける「税金クイズ」やチラシの配布、小学生の「税に関する絵はがきコンクール」や「租税ミュージカル」など、様々な工夫を凝らした税知識の普及活動を通じて、都の税務行政に深いご理解とご協力を賜っております。重ねて感謝申し上げます。

さて、昨年、我が国は千年に一度といわれる東日本大震災の大禍に見舞われ、未曾有の被害を受けました。東京都は、被災三県に現地事務所を立ち上げ人的支援を行うなど、被災地の復旧・復興を積極的に支援しており、今年も全力で責務を果たしてまいります。

また、この大震災の教訓を踏まえ、エネルギー施策や防災に重点を置いた長期計画「2020年の東京」を昨年末に発表しております。21世紀にふさわしい都市の実現を目指し、大震災により明らかになった防災力の向上やエネルギー政策など8つの目標を掲げております。都民の皆様から納めていただく都税は、こうした施策を推進していくための財源となります。

東京都主税局としては、都税収入の安定的な確保のために、これまで以上に創意工夫を凝らし、歳入局としての役割を果たしていきたいと存じます。これまでも主税局では、税収確保のために、さまざまな取組を展開してまいりましたが、昨年5月には、自動車税の納税で、「クレジットカード」による納付制度を導入いたしました。都民生活に広く普及しているこの「クレジットカード納税」や、安心で便利な「口座振替制度」など、納税しやすい環境を整えるとともに、利用促進に努めてまいりたいと思います。また、国税のe-Taxと同様、地方税のeLTAXの普及推進にもご協力をお願いします。

新年を迎え、私ども中野都税事務所職員一同、心を新たに、親切できめ細やかな対応により都民の信頼を得て、適正・公平な税務行政を推進してまいりたいと存じます。今後とも、引き続き皆様方のご理解とご協力を、よろしくお願い申し上げます。

結びにあたり、中野法人会がこの創立60周年を機に更なる発展をされますよう、また、本日も列席の皆様方のご健勝、ご事業のご繁栄を心より祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。本日はおめでとうございます。

祝 辞



田 中 区 長

皆様、新年明けましておめでとうございます。ご紹介頂きました、中野区長の田中大輔でございます。

中野法人会の創立60周年、心からお喜び申しあげます。歴代の役員の皆様、会員の皆様が、法人会活動を協力して、盛り上げてこられた結果が、今日の素晴らしい法人会となって、結実しているということだと思っております。60周年ということですが、実は私も昨年

の11月に60歳になりました。還暦ということは、暦が一巡致しまして、新しく生まれ変わったつもりで頑張るようにと、人から良く言われております。法人会もまた暦が一巡したというのを機に、公益法人として新たに出発をされ、これまでの素晴らしい実績を踏まえながら、社会の中で新しい道に歩み始められるということで、大変素晴らしいことだと思っております。

昨年の東日本大震災や、デフレの深刻化、通貨不安の問題など私たちの社会を取り巻く環境は、非常に厳しいものがあると思っております。特に日本の社会は、経済の構造そのものが新しい発展性というものを、うまく見出すことができない状況になっていると思います。サービス業なり、知的な産業なり、文化的、介護福祉、健康づくり、人的なサービスなり、国内の中でどういう分野を育てていくのか、きちんとした展望を、見出すことができないまま人口減少社会を迎えて、足踏みをしているというのが我が国の現状であると思っております。

TPPの議論が出たわけですが、全体として国の産業構造や、経済構造の新しい形を作り出していかなくてはならない時代が来ているのではないかとと思っております。

税とか社会保障制度というのは、国がどれだけ生産力をもっているか、国の富がどれだけあるかということとの比例関係の中で考えられるべき問題でありまして、そういう展望がきちんと見出せないままで、いくら税率を上げてもそれは結局は、税率が上がったからお金使わなくなる、思ったような税収増にはならないよという、繰り返しになってしまうのではないかと誠に心配をしております。

国の政策や政治を、上を向いて口あけて待っているのではなく、私ども地域の人間、企業で現場で働いている皆様方が、真剣に自分の仕事を切り開いていくことで、世の中が良い方に動いていくという年にしたいものだなと思っております。

中野の街は、幸いにして、駅周辺も大きく動き始めてます。オフィスビルが2棟で1万人のオフィスワーカー、さらに大学が2校、新しい学部を作りますので、6千人から7千人の学生さんが街に来られるようになります。新しい力が、中野にも生まれつつあります。皆様と共にこの中野のよりよい未来を築き上げていくように、区政の財政的に大変厳しいですが、しっかりと仕事をして参りたいと思っております。

中野法人会の益々のご発展とご参会の皆様のご健勝ご多幸を心よりご祈念を申しあげましてご挨拶にさせていただきます。



(社)東京法人会連合会
大 橋 会 長

社団法人中野法人会が、このたび創立60周年を迎えられ、本日ここに、このように盛大に記念式典が挙行されますことを、心からお祝い申し上げます。

貴会は、昭和25年に設立され、その後、昭和50年に社団化して以来、今日まで納税意識の向上に資する諸活動をはじめ、「中野まつり」、「中野逸品グランプリ」、「中野にぎわいフェスタ」への参画といった地域社会貢献事業などを幅広く展開してこられました。こうした活動は、法人会のプレゼンスを高めるものであり、心から敬意を表する次第です。

また、貴会のこのような発展には、役職員の皆様のご尽力はもとより、税務ご当局をはじめ、関係機関の皆様の温かいご指導、ご支援があったからこそであり、ここに厚く御礼を申し上げる次第であります。

ところで、私ども法人会の重要な課題のひとつである公益法人制度改革への対応については、都内で既に八単位会が東京都から移行認定を受け、「公益社団法人」としてスタートしております。

中野法人会におかれましても、鈴木会長の力強いリーダーシップのもと、一昨年5月の総会で「公益社団法人」への移行認定申請を決議され、昨年10月、東京都に申請を行った結果、12月に答申があったと伺っております。これにより、本年4月から「公益社団法人」として新たにスタートする運びとなっており、ここに改めてお慶びを申し上げます。

東法連では、公益事業の充実を図り、公益社団法人として活動する法人会に対し、引き続き最大限の協力を行うこととしております。中野法人会におかれましても、今回の経験、知識を、後に続く単位会に提供し、法人会における公益認定取得に向けた取り組みに対して、積極的にご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、創立60周年を契機に、中野法人会が会員企業はもとより、広く社会に貢献する組織として、ますます発展されますようお祈り申し上げますとともに、関係各位のますますのご健勝を祈念申し上げまして祝辞とさせていただきます。

税 務 署 だ よ り

自宅から
オフィスから
税理士事務所から

ダイレクト納付で電子納税!



ダイレクト納付とは…

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等又は納付情報登録をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる電子納税の納付手段です。まずは、ご利用の金融機関がダイレクト納付の利用が可能か、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご確認ください。



ダイレクト納付を利用する場合は、メッセージボックスに情報が格納された段階でメールでお知らせできるよう、e-Tax へのメールアドレスのご登録を推奨します。メールアドレスの登録は、e-Tax の利用者情報登録から登録できます。

利用開始の準備

1

e-Taxの利用開始の手続を行います

e-Taxホームページから、
「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出

利用者識別番号を取得（即時発行されます）

2

ダイレクト納付の利用開始の手続を行います

「ダイレクト納付利用届出書」を書面で
税務署に提出 ※国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）で作成できます。
署名押印の上、書面で提出してください。

「ダイレクト納付登録完了通知」が
メッセージボックスに格納

ダイレクト納付利用可能

ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。この間に納付すべき国税がある場合は、納付書を利用して、金融機関や税務署の窓口で納税するか、インターネットバンキング等のその他の電子納税を利用してください。

ダイレクト納付の方法

e-Taxで電子申告
等又は納付情報登
録依頼を送信

メッセージボックスに格納
される通知を確認し、「ダ
イレクト納付」を選択

「今すぐ納付」又は「納
付日を指定して納付」
を選択し納付

完了

納付結果をメッセージボックスで確認

※ダイレクト納付を行う際は、預貯金口座の残高をご確認ください。

平成24年度 国税専門官募集

国税専門官とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律、経済、会計等の専門知識を駆使し、適正・公平な課税を実現し、租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇ 受験資格
 - 1 昭和57年4月2日から平成3年4月1日生まれの人
 - 2 平成3年4月2日以降生まれの人で次に掲げるもの
 - イ 大学を卒業した者及び平成25年3月までに卒業する見込みの人
 - ロ 人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める人
- ◇ 申込手続
 - 1 インターネット申込み（原則、インターネット申込みとなります。）
 - (1)受付期間 4月2日（月）9時から～4月12日（木）[受信有効]
 - (2)受験案内（インターネット申込用）交付期間 2月1日（水）～4月12日（木）
 - (3)受験案内（インターネット申込用）交付場所 東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所）
※人事院ホームページからもダウンロードすることができます。[<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>]
 - 2 インターネット申込みができない場合（受験申込書を郵送又は持参）
 - (1)受付期間 4月2日（月）～4月3日（火）[4月3日（火）の通信日付印有効]
 - (2)受験案内（郵送・持参申込用）交付期間 2月1日（水）～4月3日（木）
 - (3)受験案内（郵送・持参申込用）交付場所 東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所）
- ◇ 試験日
 - 第1次試験 6月10日（日） 第2次試験 7月17日（火）～7月24日（火）のうち指定された日

※ 詳細については、お気軽に中野税務署・総務課（TEL 03-3387-8111 内線203）までお尋ねください。



都税だより



中野都税事務所

都税についてのお知らせ

便利な電子申告・電子納税等をご利用ください!

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した、電子申告等の受付を行っています。

東京都で現在ご利用できる手続きは下表のとおりです。

	法人事業税・地方法人特別税 ・法人住民税	事業所税 (23区内)	固定資産税(償却資産) (23区内)
電子申告	○ 予定申告 ○ 確定申告 ○ 清算確定申告 ○ 中間申告 ○ 均等割申告 ○ 修正申告 など	○ 納付申告 ○ 修正申告 ○ 免税点以下申告 ○ 事業所用家屋貸付等申告	○ 償却資産申告
電子申請・届出	○ 法人設立・設置届出 ○ 異動届出 ○ 中小企業者向け省エネ促進税制による減免申請 ○ 法人税に係る確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出 ○ 申告書の提出期限の延長の承認申請 ○ 法人税に係る連結納税の承認等の届出 など	○ 事業所等新設・廃止 ○ 事業所税減免申請 ○ みなし共同事業に関する明細	—
電子納税	○ 本税の納付 ○ 加算金の納付 ○ 延滞金の納付 ○ 見込納付	○ 本税の納付 ○ 延滞金の納付 ○ 加算金の納付	—

〈利用手続きについてのお問い合わせ〉

【eLTAX ホームページ】 <http://www.eltax.jp/> クリック

【eLTAX ヘルプデスク】 0570-081459 (IP電話・PHSをご利用の場合03-5765-7234)
※午前8時30分から午後9時00分まで(土日祝・年末年始12/29～1/3は除く)



eLTAX イメージキャラクター
エルレンジャー

〈申告内容や審査・納税についてのお問い合わせ〉

【電子申告、電子申請・届出】 所管都税事務所の各税目担当係

【電子納税】 所管都税事務所の徴収管理係



東法連・新年賀詞交歓会(全法連と共催)を開催

(平成24年1月12日・帝国ホテル)



講演する
田崎史郎氏



新年のあいさつをする
大橋光夫
全法連・東法連会長



あいさつする
川北 力
国税庁長官



あいさつする
安住 淳
財務大臣



受章祝典(鈴木会長)



会長と渡邊間税会々長

ANTENNA by NakanoHoujinkai ②1



法人会員(オフィスエルアール・きき座)

Live Band バックス

“公演”

2月8日～2月12日
(於:かもめ座)
Goodでした!!



(谷津社長)



きき座のメンバー
がいるライブに
12月23日…
(ブラボ～!!)

行動する法人会

—平成24年度税制改正に関する提言—

全法連では、平成24年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。



9月20日

財 務 省

税制改正要望に関する団体ヒアリング

財務副大臣 藤田 幸久氏

他

民 主 党

財務金融部門会議

座長 大久保 勉氏

豊田潤多郎氏、藤田 憲彦氏、
橋本 勉氏、 木内 孝胤氏

他



9月22日

公 明 党

税制調査会、財政金融部会

部会長 竹内 譲氏

大口 善徳氏、荒木 清寛氏



11月10日

自 民 党

財政・金融・証券関係団体委員会、財務金融部会

委員長 徳田 毅氏

部会長 西村 康稔氏

野田 毅氏、田中 和徳氏、竹本 直一氏、
中川 正春氏、若林 健太氏、片山さつき氏、
菅原 一秀氏、塚田 一郎氏、猪口 邦子氏



11月22日

この他、参議院比例代表選出議員に対し提言書を送付するなどの提言活動を実施しました。
中野法人会は、11月、田中区長、長妻衆議院議員に提言書を送付しました。

平成
24年度

税制改正大綱

自動車重量税の軽減、エコカー減税の延長など盛り込まれる!!

政府は昨年12月10日、平成24年度税制改正大綱を閣議決定しました。

大綱では、自動車重量税の軽減、エコカー減税の延長などが盛り込まれているほか、平成23年度税制改正で積み残しとなった給与所得控除の上限設定や地球温暖化対策のための税の創設なども含まれています。主な内容をお知らせします。

なお、大綱に先立ち、昨年11月30日、東日本大震災の復興財源を賄う復興財源法が国会で可決・成立しました。
税関連部分についてあわせてお知らせします。



法人課税

■中小企業税制

- ・中小企業投資促進税制の対象資産に試験機器等が追加され、適用期限を2年延長
 - ・交際費の損金算入特例措置の適用期限を2年延長
 - ・少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例措置の適用期限を2年延長
- ※平成24年4月1日から平成26年3月31日までの時限措置

■研究開発税制

- 試験研究費の上乗せ特例措置の適用期限を2年延長
- ※平成24年4月1日から平成26年3月31日までの時限措置

■環境関連投資促進税制

- 平成23年度税制改正で創設された環境関連投資促進税制が拡充され、太陽光パネルや風力発電設備に係る即時償却制度を創設
- ※平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に当該設備の取得等をし事業の用に供した場合の時限措置

※平成25年分以後の所得税及び平成26年度分以後の個人住民税に適用

■特定支出控除

- 範囲を拡大し、弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費、勤務必要経費(図書費、衣服費、交通費)を追加。その他、適用判定基準を見直し
- ※平成25年分以後の所得税及び平成26年度分以後の個人住民税に適用

■退職所得課税

- 勤続年数5年以下の法人役員等の退職金の2分の1課税を廃止
- ※平成25年分以後の所得税に適用。個人住民税は平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当等に適用

資産課税

■住宅取得等資金の贈与税

- 親族からの住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を拡充・延長

個人所得課税

■給与所得控除

- 給与収入1,500万円超は一律245万円とする上限を設定

	平成24年	平成25年	平成26年
特別枠 (省エネ・耐震住宅)	1,500万円	1,200万円	1,000万円
一般枠	1,000万円	700万円	500万円

※平成24年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金の贈与税に適用

■相続税の連帯責任

一定条件を満たせば相続税の連帯納付義務を緩和

※平成24年4月1日以後に申告期限等が到来するものに適用。ただし、同日において滞納となっている相続税についても同様扱い

■国外財産調書

5,000万円超の国外財産を保有する個人に対し、その保有する国外財産に係る調書の提出を求める制度を創設

※平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書に適用

環境関連税制

■自動車重量税

自家用自動車の場合、燃費基準達成車は0.5トンあたり2,500円、未達成車は同900円を減税

※平成24年5月1日以降適用

■自動車取得税

いわゆる「エコカー減税」について燃費基準を切り替えたうえ3年延長

※平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に取得した場合の時限措置

■地球温暖化対策のための税

全化石燃料を課税ベースとする石油石炭税に、CO₂排出量に応じ上乗せする形で創設

※平成24年10月1日施行。平成28年3月31日までの間、税率の経過措置あり

固定資産税

■住宅用地の課税標準の特例措置

段階的に縮小し平成26年度に廃止



～復興財源～

復興特別法人税

■実効税率5%引き下げと法人税額1割上乗せをセット

※平成24年4月から3年間(増収見込額年8,000億円)
(※実効税率=法人税・法人住民税・法人事業税を合わせたもの。東京都の場合、現在40.69%。平成24～26年度は38.01%、27年度以降は35.64%になる)

復興特別所得税

■所得税額に2.1%分を上乗せ

※平成25年1月から25年間(増収見込額年3,000億円)

個人住民税

■「均等割」分を年4,000円(標準税額の場合)から5,000円に1,000円引き上げ

※平成26年6月から10年間(増収見込額10年で6,000億円)

■退職金にかかる10%税額控除措置を廃止

※平成25年1月から10年間(増収見込額10年で1,700億円)



☆記事内容についての問い合わせは…

四方(よも)税理士事務所 TEL 03-5802-3050

知つとくと **得** 情報



■ e-Tax利用企業向け融資のお取扱いを開始しました!

このたび、東京都制度融資「自律会計」に独自の必要項目を設け、融資利率を当金庫所定利率から**最大 0.8%** 優遇する融資商品のお取扱いをしております。当金庫は、e-Taxを利用する企業を積極的に応援します。
※詳しくは、窓口または担当者へ

1 時間まで **無料**。お気軽にどうぞ!!

法人会の **法律相談**



1. 申し込み方法

- (1) (社)東京法人会連合会 事業課あて電話で申し込んでください。
TEL : 03-3357-0771 (土・日・祝日を除く午前9時~午後4時)
- (2) その際、①所属法人会名 ②法人名 ③相談者名 ④連絡先電話番号をお知らせください。
- (3) 申し込み状況によってはお断りする場合があります。
- (4) 申し込み後、別途、下記担当法律事務所あて電話のうえ相談日時等を打ち合わせてください。その際、必ず「東京法人会連合会の法律相談」利用の旨を告げてください。
- (5) 相談日時は毎週月曜日から金曜日まで(祝日は除く)の午前10時・11時および午後2時・3時・4時です。

2. 利用できる方

都内各法人会の会員企業および経営者等。(同一人の相談は月1回に限らせていただきます。)

3. 相談内容

法律全般。(相続等会社業務以外の相談も可。)

4. 担当法律事務所

羽野島法律事務所 羽野島裕二弁護士 他3名
港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル501号
TEL : 03-3592-0541 FAX : 03-3592-0543

5. 相談場所

左記法律事務所
交通：地下鉄 都営三田線「内幸町」駅(A3出口)徒歩3分
東京メトロ 銀座線「虎ノ門」駅(1番出口)徒歩5分
JR「新橋」駅(烏森口)徒歩7分

6. その他

- 無料相談時間は1時間までです。
(社)東京法人会連合会が負担します。
- 時間を超えて相談される場合は相談者の負担となります。
- 料金は延長30分ごとに、5,000円(別途消費税)です。
その場で実費をお支払いください。

◇お問い合わせ先 (社)東京法人会連合会 TEL:03-3357-0771

支 部 だ よ り

《第9中央・第9本町・第10支部合同》

◆ 親睦ボウリング大会 ◆

～ 何と優勝はベテラン・松井様が… ～

12月8日、恒例の「三支部合同親睦ボウリング大会」が、C-BiCで開催されました。

参加者は、45名。それこそ毎年この日を楽しみにしている方が大変多く、今年こそ我こそは優勝…! と熱い闘いが…。

参加される会員企業の皆様は、忘年会(?)と

併せて…ということもあり、普段、職場では見られない終始笑顔でプレーを…。

終了後の懇親会も、時の経つのも忘れ大いに盛り上がりました。

優 勝：(有)城西販売 松井 徹様
準優勝：(株)電 測 中村 博様
第三位：(株)古屋工務店 古屋ゆり子様



進行役の三好様 挨拶：井元支部長



～ 目指すはストライク…! ～



～ 懇親会も大盛況に ～

部 会 だ よ り

《源泉研究部会 第324回研修会》並びに ◆『新年初顔合わせ会』を開催◆ ～ 平成23年分・確定申告について ～

『第324回研修会』が、1月16日、法人会館において開催されました。

始めに、安藤部会長より挨拶があり、『サラリーマンの確定申告について』中野税務署の個人課税・福島上席より説明をして頂きました。

“平成23年度・会社役員のための確定申告実務ポイント”などを使用され、基本的な確認事項か

日昇商事(株) 平沢教弘

ら説明して頂き「注意すべき点」や「誤り易い点」などを中心に、「扶養控除等の改正」「減価償却の改正」「東日本大震災の被災者等に対する税制上の措置」などについて解説して頂きました。



安藤部会長



講師の福島上席



12月16日：役員会を開催



恒例の確定申告について



和気藹々の懇親会

《女性部会 第155回研修会》 ◆チャリティークリスマスの夕べ◆ ～ ジャズ・ヴォーカル マリア・エヴァさんをお迎えして～

12月1日「恒例のクリスマスの夕べ」をウェストフィフティーサード・日本閣で39名の参加で開催しました。今回は、チャリティーという事で行われました。

全館クリスマス一色に彩られた会場に、皆様、かなり早い時間から到着され先ずは、全員で記念撮影を。

大神田副部会長の司会第一声でスタートです。始めに高野部会長が挨拶。大島会計監査の音頭で乾杯、美味なるディナーの開始です。

口にする食事はどれも美味しく、ワインも更に格別で、思わず微笑がこぼれます。食事をしながら

(株)クリスタリーノ 遠藤めぐみ

らバックに流れる音楽は最高です。

抽籤会のあとは、いよいよ「ミニコンサート」。

2010年に「日本ジャズヴォーカル賞・大賞」を受賞したマリア・エヴァさんのオンステージ。



高野部会長

♪ Take The A Train ♪ ♪ Stardust ♪

♪ Beguine The Begin ♪ など声量抜群の歌&何と日本語で“リンゴ追分”を披露して下さいました。

♪ きよしこの夜 ♪ を全員で合唱し、最後は、参加者全員で輪になって“今日の日ばさよなら”を合唱して盛会裏に終了しました。



皆様、華麗に…!!



恒例の抽籤会



マリア・エヴァさん



♪♪ 全員で大合唱 ♪♪

部 会 だ よ り

《青年部会 第263回研修会》

◆ 緊張を解く裏技あり… !! ◆ ～ 租税教室・講師養成研修 ～

12月2日、『第263回研修会』が法人会館で行われました。

昨年の2月に引き続き、講師には、新宿税務署税務広報公聴官・廣重一男氏を招聘して、「租税教室・講師養成研修」をして頂きました。また、中野税務署の吉元課長補佐にも出席して頂きました。

12月15日に、区立緑野小学校3クラスと2月に白桜小学校2クラスでの開催が決まっているので、参加された青年部会員は真剣です。又、今回は、東法連第4ブロックからも参加され25名で開催されました。

廣重公聴官は、ご自分の講師としての進め方を話して下さいました。



皆さん、真剣に…

法人会の青年部会は、税に関してのプロではありませんので、生徒の皆さんの反応を見ながら、カリキュラムに

(株)クルー 三鴨伸二

添って進めていくのが通常のやり方ですが、さすがに署の方は、税のプロ、生徒の皆さんからどんな質問がきても対応できるところは大きく違うなと感じました。



滝口部会長



講師の廣重様

限られた授業時間の中で、次々と進めていかなければならず、かなりプレッシャーです。ましてや、人の前に立って、何かを教える…ということの難しさを痛感しました。

授業の最後に、1億円の玩具を実際に持ってもらい、生徒の皆さんの歓声を聞くまで本当に緊張しまくりだと思いましたが、せっかく研修を受ける機会を得ましたので、今後、是非、講師として教壇に立ってみたいと思います。

廣重公聴官、有難うございました。



挨拶：青連協・吉川会長

《青年部会》（東法連・青連協ニュース）

◆『東法連青連協第4ブロックボウリング大会』を開催◆ ～ 精鋭8名が熱戦を展開… !! ～

11月29日、「恒例の第4ブロックボウリング大会」が、新宿のミラノボウルで開催されました。当会からは8名が参加しました。

この日の為に練習をしてきた成果は如何に…！飛田プロ（？）の飛び入りに期待…！

結果は下記の通りでした。

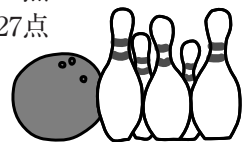
団体の順位（部会長と上位4位内の合計で）

優 勝：板橋法人会 1543点

準優勝：新宿法人会 1511点

第三位：中野法人会 1427点

来年こそは、優勝目指し、頑張ります。



◆「新年初顔合せ会」を開催◆

1月20日、ウェストフィフティースード・日本閣において「新年初顔合せ会」が行われました。

例年大変多くの方に参加して頂いておりますが、今回は、新入会員が2名、青年部会への初参加は6名、合計48名の参加者で行われました。

冒頭、滝口部会長は、社会貢献活動を始め、青年部会独自の租税教室の開催に意欲溢れる一年にしたいと抱負を…。

又、新入会員の方や初めて参加された方も、爽やかな自己紹介と法人会青年部会に対する思いを話され、先輩の部会員も大変ほのぼのとして熱気に包まれ大盛会裏に終了しました。



多くの皆様に参加して頂きました



柴野相談役



初参加の方も…



青年部会・役員の皆様

活発な社会貢献活動を展開!!

青年部会独自で“租税教室”を実施!

1月15日 青年部会が独自の租税教室を…! (区立緑野小学校)



～ 丹念に事前打合せ ～



全クラス“租税ミュージカル”のPRを



～ 6年1組は講師に遠藤幹事、助手に新井副部会長 ～



～ 6年2組は講師に渡部副部会長、助手に赤羽相談役 ～



～ 6年3組は講師に滝口部会長、助手に矢島副部会長 ～

いま、中野が実におもしろい



★ 3次審査…一般消費者の皆さんに参加頂き上位10メニューの最終審査を3月17日(土)に実施予定。
(グランプリ発表は、次回の会報184号)

祝 賀 会



飯田顧問



高野副会長



—— ご来賓の皆様 ——



—— 本当に多くの皆様が… ——



終始和気藹々で…



“祝賀会” 司会の宮治理事と…



第1支部の皆様



第2・3支部の皆様



第5支部の皆様



第4・6支部の皆様



第7支部の皆様



第7支部の皆様





第 8 支部の皆様



第 9 中央・9 本町支部の皆様



第 10 支部の皆様



第 11・12 支部の皆様



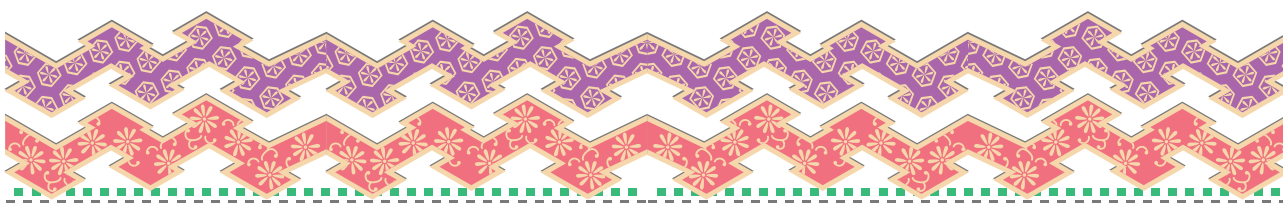
中締：宗田様

飯田顧問

鈴木会長



盛会裏に終了しました



大抽選会，喜びの笑顔・・・

